

信書便事業に関する意見・要望

No.	類型	主な意見・要望事項（まとめ）	回答
1	周知・広報の要望（認識向上）	<ul style="list-style-type: none"> 信書は信書便事業の許可を受けた事業者のみが取り扱えるということについて周知してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 信書や信書便の制度周知については、自治体については、市以上にとどまらず、町村まで周知先を広げるとともに、国土交通省に依頼し、運送業界への周知も強化しています。 周知については、引き続き取り組むべき課題であると考えており、予算上の制約がありますが、今後とも積極的に取り組んでまいります。
2	他事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○他事業者の実例など信書便事業の取り組みが知りたい。 ・運行管理 ・事業場でのコロナ対策 ・ペーパーレス化が進む中の営業 	<ul style="list-style-type: none"> 信書便事業者の取組・好事例について、この後、質疑の時間を設けておりますので、もしお話しただけの事業者の方がいらっしゃいましたら、よろしくご意見を伺いたします。
3	研修教材	<ul style="list-style-type: none"> 信書便従事者教育について参考となるものがあれば教えて欲しい。また、使用する資料や研修の開催予定があれば教えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な教育内容については、事業者ごとの実情に応じて異なるものかと思いますが、総務省のリーフレット、信書便年報の他、信書便事業者協会においては、事業者支援として、信書便に関連する法令の規定内容や、信書の秘密の範囲、顧客情報の管理等について事業者社員等への講習等を行っておりますので、資料、研修等についてご関心があれば協会までお問い合わせいただければと思います。 社内での研修等を想定して「信書便業務マニュアル（例）」を総務省で作成し、事業許可や検査等の際に総合通信局等から渡していることがあるので参考にしてください。 なお、事業の実施に当たっては、信書便法や関連規定の他、道路交通法等の関連する法令等についても従業員の方に教育いただきますようお願いいたします。
4	業務の一部委託	<ul style="list-style-type: none"> 特定信書便業務の委託に当たっての具体的な手続きや活用事例を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 信書便事業者は、信書便の業務の一部について委託を必要とする特別の事情があること、かつ、受託者が当該業務を行うのに適している者であることを申請し、認可されれば信書便の業務の一部を委託することができます。（「業務の一部」としては、引受、運送、配達業務等が想定されます。） 委託を必要とする特別の事情については、例えば、顧客の要望などにより配達先の提供エリアを県外へ拡大したい場合に、新たな拠点となる事業場など業務に必要な体制の全てを自ら整備するよりも、委託により経費節減ができ、収益向上が図られる場合が想定されます。 業務の一部を委託する場合、信書の秘密の保護その他利用者の保護の観点から、業務委託先についても信書送達業務に係る規律への適合を確保し、利用者に対する責任関係を明確にする必要があります。 申請の際には、「①受託者が法第8条各号に該当しないことを示す書類」「②委託契約書の写し」「③信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類」を添付して提出していただきます。具体的な手続きの詳細は、各総合通信局等の信書便監理官にご相談ください。
5	資料の公表	<ul style="list-style-type: none"> 参加ができないため、当日の資料及び議事録を提供してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省が作成した資料については、総務省のHPに掲載し、いつでもご覧いただけるようにしておりますが、その他の資料については営業情報が含まれる場合等は公開しておりません。この点、ご理解いただければと思います。
6	最新動向	<ul style="list-style-type: none"> 信書便に関する最新動向を知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 先ほどご説明いたしましたように、例年9月頃に信書便事業者数、引受通数、売上高等について報道発表をしております。 また、信書便事業の動向については「信書便年報」や総務省のHP、信書便事業者協会でも情報提供をしておりますので、協会のHPもご覧いただければと思います。